

# 利用の流れ

## (団体登録)

### ① 団体登録の申請

利用団体登録申請書（様式第1号）並びに利用者名簿（様式第2号）を提出

### ② 団体登録の許可

開放委員会が申請を審査し許可された場合、利用団体として正式登録、開放委員会が利用団体に登録証（様式第3号）を交付



## (利用申請)

### ③ 施設利用の申請

【前月の10日までを目途に】利用申請（様式第5号）を提出

### ④ 施設利用の許可

開放委員会が、授業、学校行事、部活動等の日程を確認し、許可日を決定  
利用許可証（様式第4号）を交付（前月の20日を目途に発行）



## (施設利用)

### ⑤ 鍵の借受け【利用当日（困難な場合は前平日）】

富士東高校事務室窓口で鍵を借り受け（受付時刻 平日8:10～16:40）

### ⑥ 施設利用

### ⑦ 施設利用後

鍵と利用報告書（様式第6号又は様式第6号の2）を玄関横のポストに返却



## (電気料の納付)

⑧ 後日、施設開放利用分の電気料を静岡県納入通知書により請求します

⑨ 「期日までの納付」及び「領収書のコピーの提出」をお願いします

## (施設利用にあたっての遵守事項・要許可事項)

遵守事項	別途許可が必要なもの
① 利用時間・施設の範囲の順守	① 物品の展示
② 鍵の借用・返還方法の厳守	② 貼り紙
③ 校内での喫煙・飲酒厳禁	
④ 火気注意・所定場所以外での飲食禁止	
⑤ 危険物の持込み禁止	
⑥ 使用後の清掃・ごみの持ち帰り	
⑦ 開放施設・設備破損時の報告	
⑧ 施設利用電気料の期限内納付	
⑨ その他迷惑行為厳禁	

以上の遵守事項・要許可事項に従わない場合、開放委員会で審査を行い、回数に応じ、以下の処分を行うこととする。

- 1回 口頭注意または1カ月間の利用禁止
- 2回 文書による勧告または2カ月間の利用禁止
- 3回 3カ月間の利用禁止
- 4回 当該年度の団体登録取り消し（及び再登録の禁止）